

カテゴリ	No	Q	A
実施について	1	ストレスチェックはどうして実施するのですか。	社員のメンタルヘルス不調の未然防止を目的として、平成27年12月より年1回のストレスチェックの実施が義務付けられました。 社員の心の健康の保持増進とメンタルヘルス不調の未然防止のため、以下を目的として取り組みます。 (1) 社員のメンタルヘルス不調の予防と発見 (2) 社員自身のストレスへの気づきを促す（セルフケア） (3) ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる
工数の取扱い	2	ストレスチェックの受検については、業務扱いでしょうか。	各社にて異なりますので、人事・総務部門担当者にご確認ください。
			※富士ソフト社員はこちらからご確認ください。 <a href="http://www.honsha.fsi.co.jp/Jin/html/health_care/health_care_02_06.html">http://www.honsha.fsi.co.jp/Jin/html/health_care/health_care_02_06.html</a>
受検について	3	パスワードがエラーとなり、システムにログインができません。	初回パスワードでログイン後、パスワードを変更してください。 変更後のパスワードを忘れた方は、TOPページ「パスワードをお忘れの方へ」より再発行してください。 ※再発行手続きのメールは、会社のメールアドレスに届きます。 社外勤務の方は、BYODにてご対応ください。BYODが利用できない場合は、ストレスチェック窓口まで、お名前フルネーム・ユーザーIDをご連絡ください。 (MAIL : stresscheck-staff@fsi.co.jp / TEL : 0120-965-310)
受検について	4	ストレスチェックを受検した後に、もう1回（あるいは年に何回か）受検できますか。	年に1回、実施期間のみ受検可能です。 全問回答し、「結果を見る」ボタンを押下後は再受検ができませんのでご注意ください。 ※メンタルヘルスに関する「あなたへおすすめコンテンツ」、29問のセルフチェックは通年で利用できます。
受検について	5	社外勤務者ですが、受検のために帰社する必要はありますか。	WEB上のASPツール利用のため、環境が整っていれば帰社しなくても、受検は可能です。 ※システム動作推奨環境は以下よりご確認ください。
			<a href="http://www.fsigroup-kenkou.fsi.co.jp/file/stress_dousakankyou.pdf">http://www.fsigroup-kenkou.fsi.co.jp/file/stress_dousakankyou.pdf</a>
セルフケア	6	セルフケアって、何ですか？ どのようにセルフケアをしたらよいですか。	セルフケアとは、一人ひとりが行う、自分自身の健康管理のことです。 ストレスチェックを受検後、メンタルヘルスに関する、「あなたへおすすめコンテンツ」が利用可能となります。 積極的に活用してください。
受検の有無の選択	7	社員は受検の有無を選択できるとのことですが、ストレスチェックは受検しなくてはならないのでしょうか。	ストレスチェックは、メンタルヘルス不調の予防とセルフケア、職場環境の改善につなげることを目的に実施します。 専門医療機関等に通院中など特別な理由がない限り、積極的に受検してください。
受検の有無の選択	8	ストレスチェックの受検の有無は部長・所属長に公開されるのでしょうか。 受検をしないことにより不利益な評価につながりませんか。	当社は社外勤務者が多く、ストレスチェック実施の通知に気づかず、受検の機会を逃してしまう可能性が考えられます。 よって、受検の機会を提供するために、受検の有無の情報を部長・所属長にお伝えする場合があります。 尚、受検しないことを理由とした不利益な取扱いは禁止されており、部長・所属長にも周知徹底しています。
ストレスチェックの結果提供	9	会社へのストレスチェック結果提供について、同意する場合としない場合の取扱いの違いは何でしょうか。	ストレスチェックの結果について、原則として、部長・所属長に公開されることはありません。 但し、結果提供の同意があり、就業上の措置が必要と判断され、その措置を実施するために必要な情報に限定して提供する場合があります。結果提供の同意がない場合は、一切提供されません。 ※高ストレスと判定され、産業医面談の実施を希望される場合は、 <a href="#">面談結果（就業可否の判定結果）</a> は、部長・所属長に開示されます。
ストレス判定	10	ストレスチェックの結果が極めて悪い結果になったら、即休職になりますか。	ストレスチェックの結果＝即休職ではありません。  <div style="text-align: center;">                     ストレスチェックの結果、高ストレスと判定される                      ↓                      産業医から面談勧奨を受けるまたは面談を申出る                      ↓                      産業医面談を実施                 </div> その結果、就業上の措置として、就業不可と判断された場合に休職となります。

カテゴリ	No	Q	A
産業医面談	11	ストレスチェックの受検後、高ストレス者と判定され、産業医面談の案内がきました。産業医面談は受けなくてはいけいのでしょうか。	ストレスチェックの結果で高ストレスと判定され、産業医が面談対象と確定した人に対して、面談を促しますが、産業医面談を受けるかどうかは、あくまでも任意となります。会社側から指示や強要は出来ませんし、面談を受けないことによる不利益な取扱いも禁止されています。但し、産業医面談によって、ご自身で気づいていない心身の不調について把握するきっかけとなると思われますので、産業医面談をお勧めします。
産業医面談	12	産業医面談を受けることは、部所長・所属長に公開されるのでしょうか。	産業医との面談による、就業可否の判定結果は部所長・所属長に開示されます。※ストレスチェックの結果については、原則として、部所長・所属長に公開されることはありません。ご本人の同意がある場合のみ、就業措置に関わる情報に限定して開示されます。
産業医面談	13	ストレスチェックを受検して、B判定（注意）という結果になりました。体調面で気になることがあるのですが、どこか相談できる場所はありますか。	健康相談窓口「心と体 相談サポートの扉」は、ストレスチェックの結果に関わらず、どなたでも利用出来ますので、体調面で気になることがあればご相談ください。 ●健康相談窓口 富士ソフトグループ 健康管理センター 「心と体 相談サポートの扉」 メール：fsgroup-tobira@fsi.co.jp 富士ソフト本社 ヘルスケアルーム TEL：080-9807-0594 / 080-9807-0578 富士ソフト秋葉原 ヘルスケアルーム TEL：070-2182-6386 / 070-2182-6479 (受付時間9：00～17：30/土日祝、年末年始除く)
組織分析について	14	分析結果は社員に公開されるのでしょうか。	全社への公開は予定していません。職場環境の改善につなげるために組織分析を実施しますので、部所長や所属長には結果を開示することがあります。尚、組織分析の結果は人事上の不利益な取扱いとすることが禁じられています。
組織分析について	15	組織分析結果の利用方法は、どのように想定されていますか。	高ストレス者が多かった組織の回答傾向から原因を探り、その原因への対策を講じ、職場環境の改善に活用します。
組織分析について	16	組織分析で個人情報特定されませんか。	組織分析において、集計単位が10人未満となる場合は、個人の特定を避けるため、本人の同意を取らない限りは集計対象に出来ません。また、必要に応じて結果を開示する場合も、分析結果の数値となるため、個人を特定することは出来ません。
英語での受検について	17	英語での受検はできますか。	英語での受検も可能です。ご希望の場合はストレスチェック窓口 <stresscheck-staff@fsi.co.jp> までご連絡下さい。